長崎市へ移住される方へ！

長崎市移住支援補助金のご案内

東京圏※から長崎市へ移住し、就業または創業をする方に対して補助金を交付します！

※ 東京圏とは、東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県の１都３県の総称です。

単身者：60 万円　　**２人以上の世帯：100 万円**

交付には要件があります。主な要件として、次の①②③があり、全てに該当する方が対象となります。

※①②③の要件のほか、裏面の要件を満たす必要がありますので、ご確認ください。

対象者

① 移住元　東京 23 区の在住者または通勤者※
（移住する前日まで連続して５年以上在住していた方）

② 移住先　平成 31 年４月 26 日以降に長崎市内に転入した方
（補助金申請後５年以上継続して居住する意思があること）

③ 就　業　長崎県のマッチングサイト（N なび）に掲載された法人の求人に応募し就業した方

長崎県　N なび　検索

または

創　業　創業支援金の交付決定を受け、個人事業の開業または法人を設立した方
（長崎県商工会連合会に申請し、審査を受ける必要があります。）

※ 通勤者とは、移住する前日まで連続して５年以上東京圏（条件不利地域（裏面参照）を除く）に在住し、かつ東京 23 区に所在する法人等に移住日から３カ月前の時点において、連続して５年以上通勤していた方です。

交付までの流れ

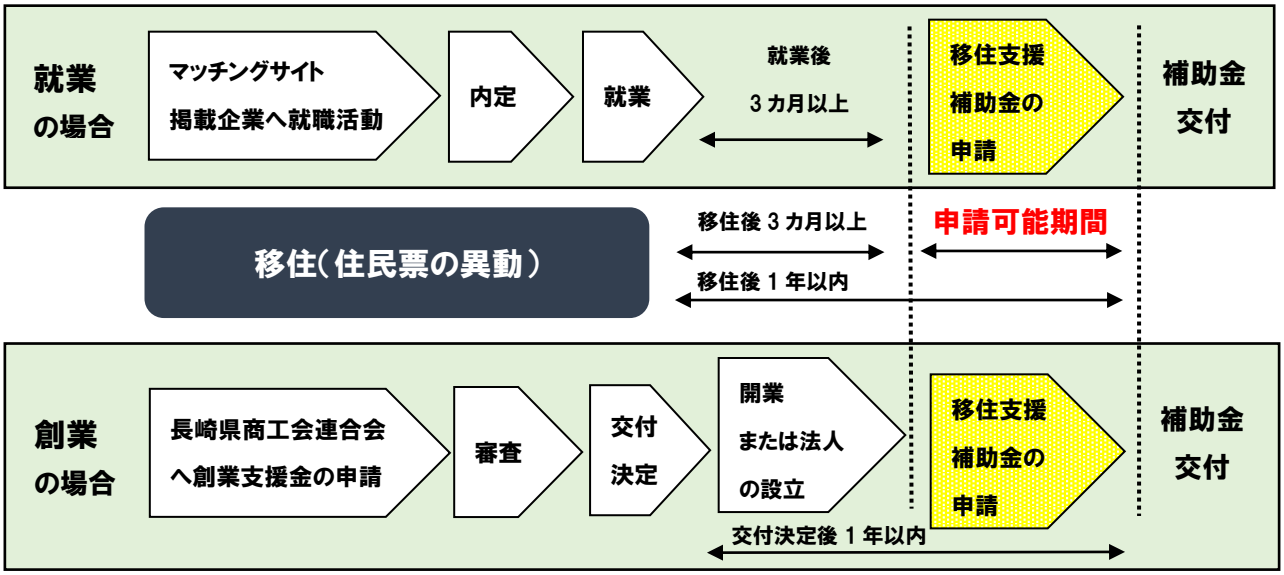

お問い合せ先

長崎市企画財政部移住支援室

住所：〒850-8685 長崎市桜町 2-22　電話：095-829-1249

E-mail：ijushien@city.nagasaki.lg.jp

※長崎市への移住・定住に関する情報は

ながさき人になろう　検索

補助金の交付対象となる方は、次のⅠの全て及びⅡまたはⅢのいずれかの要件を満たす方です。※２人以上の世帯の申請をする場合は、別途要件があります。詳細はお問い合わせください。

移住支援補助金の対象者の要件

Ⅰ　共通

１．次のいずれかに該当する。

①転入する前日まで、連続して５年以上東京２３区に在住していた。

②転入する前日まで、連続して５年以上東京圏のうち条件不利地域（※）以外の地域に在住し、かつ、転入日から３カ月前の時点において、連続して５年以上東京２３区への通勤（雇用者としての通勤の場合にあっては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。）をしていた（連続して５年以上勤務していた東京２３区の法人等を辞めてから、転入するまでの間に、東京２３区外であって移住先とは異なる都道府県の法人等に雇用保険の被保険者として雇用されていた場合は除く。）。

※条件不利地域に該当する市町村は以下のとおり

- 東京都：檜原村、奥多摩町、大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村、小笠原村
- 埼玉県：秩父市、飯能市、本庄市、ときがわ町、横瀬町、皆野町、小鹿野町、東秩父村、神川町
- 千葉県：館山市、勝浦市、鴨川市、富津市、いすみ市、南房総市、東庄町、長南町、大多喜町、御宿町、鋸南町
- 神奈川県：山北町、真鶴町、清川村

２．平成３１年４月２６日以降に、長崎市内へ転入した。

３．転入後３カ月以上１年以内である。

４．長崎市に移住支援補助金の申請日から５年以上継続して居住する意思がある。

５．暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者ではない。

６．日本人または外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有している。

Ⅱ　就業の場合

７．勤務地が長崎県内である。

８．就業先の求人が、長崎県が運営するマッチングサイト（Ｎなび）に移住支援補助金の対象として掲載された法人の求人である。

９．上記の求人への応募日が、マッチングサイトに移住支援補助金の対象求人として掲載された日以降である。

10．就業者の３親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人への就業ではない。

11．週２０時間以上の無期雇用契約に基づいて対象法人に就業し、移住支援補助金の申請日において当該法人に連続して３カ月以上在職しており、かつ、補助金の申請日から５年以上継続して勤務する意思を有している。

12．転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用である。

Ⅲ　創業の場合

13．長崎県地域産業雇用創出チャレンジ支援事業（創業支援事業）において創業支援金の交付決定を受け、個人事業の開業または法人の設立を行った。

注意事項（移住支援補助金の返還について）

移住支援補助金の交付を受けた方が、次のいずれかに該当するときは、**当該補助金を返還していただきます**ので、ご注意ください。

１．移住支援補助金の申請日から５年以内に長崎市から転出したとき

２．移住支援補助金の申請日から１年以内に就業した法人を退職したとき

３．創業支援金の交付取消を受けたとき